

# 「郡上ケーブルテレビの光化」と「防災行政無線FM戸別受信機」の整備を行います

## ■ 郡上ケーブルテレビの設備更新（光化整備）について

郡上ケーブルテレビは、地上デジタル放送の難視聴対策と都市部との情報通信格差の是正を目的に、平成16年4月に開局しました。開局以来14年が経過し、伝送路やセンター設備の老朽化による更新時期を迎えました。

市では、現状システム（同軸ケーブルと光ケーブルとの併設）での更新と、光ケーブルのみによる更新について多方面から検討した結果、光ケーブルでの整備（以後、光化整備という）をすることとしました。

これにより、光ケーブルによる超高速インターネットが郡上ケーブルテレビでも可能となります。

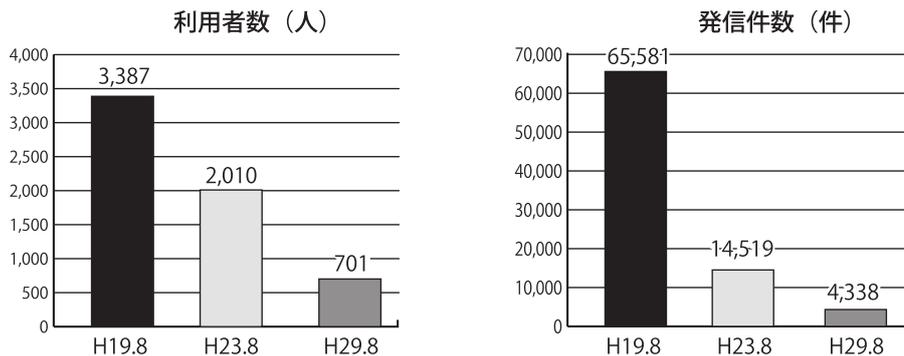
### ◎ 音声告知端末の更新時期の到来

音声告知システム（告知放送・IP電話）については、音声告知端末等の機器の老朽化により更新時期を迎えていること、また、IP電話利用者が減少していることなどから廃止し、新たに防災行政無線によるFM戸別受信機に変更します。

FM戸別受信機については、平成30年度から、音声告知端末を設置されている利用者を対象に順次設置します。

### ◎ IP電話サービスの終了（9発信の電話：市役所の場合967-1121）

IP電話については、音声告知システムの機器保守期限（平成30年12月）をもってサービスを終了させていただきます。ご理解とご協力をお願いします。



### ◎ 音声告知端末の撤去

音声告知端末は、音声告知システムの終了（平成30年12月）後、光化整備工事にあわせて撤去します。

## 《光化及び防災行政無線FM戸別受信機の整備スケジュール》

※現時点での整備予定です。  
状況により変更する場合があります。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
光化整備	《光化伝送路工事》	→	
	《光回線引込工事》	→	
戸別受信機整備	平成30年12月 設置完了	→	
	平成30年12月 音声告知端末放送とIP電話の終了	→	
	平成31年1月以降 音声告知端末撤去開始	→	
	平成30年12月 戸別受信機放送 正式運用開始	→	

↑平成30年12月 音声告知端末放送から戸別受信機放送への切り替え期間

### 《お問い合わせ》

- 郡上ケーブルテレビの設備更新(光化整備)について 市長公室情報課 ☎67-1124
- 防災行政無線FM戸別受信機の整備について 総務部総務課 ☎67-1832

## ■ 防災行政無線FM戸別受信機を整備します

### ◎ 「音声告知端末」から「防災行政無線による戸別受信機」への切り替え

#### 1. 音声告知端末の更新時期の到来

宅内での放送はこれまで、八幡町のうち安久田、西和良、小那比、野々倉を除く地域（以下「八幡町の一部地域」といいます）では、防災行政無線によるデジタル戸別受信機で、それ以外の地域では、有線（ケーブルテレビ網）による音声告知端末で放送を行ってきました。

このような中で、音声告知端末が平成30年度に更新時期を迎えるため、次のような放送システムに変更することとします。

#### 2. 防災行政無線による戸別受信機への切り替え

豪雨や地震による大きな被害が全国各地で発生していることを踏まえ、災害時等においても、市民のみなさんに確実に情報を伝達することができるよう、例えば倒木などによる電線の断裂などから発生する停電時でも放送可能な防災行政無線による戸別受信機を、音声告知端末に代えて整備することとしました。



### ◎ 「FM戸別受信機」の整備

八幡町の一部地域は、デジタル戸別受信機により放送を行っていますが、デジタル波は山間地などでは十分な感度が確保できず、場所によっては全く受信ができない可能性があります。このため、デジタル波ほど地形に左右されることなく受信できるFM波による戸別受信機を整備します。

（注）FM戸別受信機の整備は、音声告知端末設置エリアに限りますので、八幡町の一部地域においては、現在お使いのデジタル戸別受信機を継続して使用していただくことになります。

### ◎ FM戸別受信機のメリット

FM戸別受信機は、次のようなメリットがあります。

- ①無線による放送のため、災害によって通信回線が切れるという心配がなく、停電時においても放送を受信できます。
- ②ラジオ放送（AM・FM）が受信できるため、通常時はラジオとしても使用することができます。また、ラジオ受信中であっても、市からの放送がある場合は、自動的に切り替わるようになっています。
- ③乾電池でも動作するため、非常時には防災用のラジオとしても活用することができます。



### ◎ 知っておいていただきたいこと

音声告知端末は有線による放送であるため、非常に良好な音質での放送が可能でした。しかし、FM戸別受信機は無線によるため、次のような面があることをご理解ください。

- ①電波を受信して放送する仕組みであることから、良好に電波を受信できないときは、放送に雑音が入る場合があります。
- ②家電製品から発生するノイズの影響を受けることにより、放送に雑音が入る場合があります。このため、家電製品から離れたところに設置したり、場所によっては、屋外アンテナを設置する必要があります。（※ 極力屋外アンテナを設置する必要が無いよう設計しています。）

### ◎ 設置にかかる費用負担について

FM戸別受信機を整備する時点で音声告知端末を設置されている場合は、FM戸別受信機との入れ替えとなりますので、原則として費用をご負担いただく必要はありません。

現在、新たに設置を申し込まれる際は、八幡町の一部地域においては、デジタル戸別受信機貸与料として2万円（一般家庭の場合）、それ以外の地域では、音声告知端末の設置費用約6万円に加え、毎月864円の利用料（音声告知放送プランの場合）をご負担いただいています。

これらを踏まえ、戸別受信機の一斉整備後に新たに設置を希望される場合の費用負担については、今後調整を図ったうえで、お知らせします。

